

○ 被災建築物応急危険度判定に関わる事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県被災建築物応急危険度判定要綱（以下「要綱」という。）第10条及び第22条の規定により、応急危険度判定士の認定にかかる実施細目並びに応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(認定申請)

第2条 要綱第4条第1項の規定による認定申請は、応急危険度判定士認定（更新）申請書（様式第1号）による。

(応急危険度判定士台帳及び応急危険度判定士登録証)

第3条 要綱第4条第3項に規定する、応急危険度判定士台帳には次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- 一 被認定者の氏名、住所、生年月日、性別、保有する関係資格の名称と登録番号、連絡先の電話番号、ファクシミリ、メールアドレス及び所属団体に関する事項
- 二 被認定者の認定年月日、認定番号、有効期限、認定講習受講歴、更新及び認定停止の履歴に関する事項

2 応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）は様式第2号とする。

(変更の届出)

第4条 要綱第4条第5項の規定による変更の届出は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（様式第3号）による。

(登録証の再交付)

第5条 要綱第4条第7項の規定による届出は、応急危険度判定士登録証紛失等届出書（様式第4号）による。

(登録の更新)

第6条 要綱第5条第1項に規定する登録の更新申請は、応急危険度判定士認定（更新）申請書（様式第1号）による。

(認定の辞退)

第7条 要綱第6条第1項の規定による認定の辞退は、応急危険度判定士認定辞退届（様式第5号）による。

(認定の取消し等)

第8条 要綱第7条第1項の規定による認定の取り消し又は停止は応急危険度判定士取消し等通知（様式第6号）による。

(応急危険度判定士資格の相互認証)

第10条 知事が認定した応急危険度判定士が他の都道府県に移転する場合には、応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準（平成11年5月19日、全国被災建築物応急危険度判定協議会制定）に基づき、取り扱うものとする。

2 他の都道府県知事が認定した被災建築物応急危険度判定士又は同等の認定を受けている者から、要綱第4条第1項の認定申請があった場合には、前項及び要綱第8条第4項を適用する。

(判定の実施細目)

第11条 被災建築物応急危険度判定業務は、被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会編集）に準拠して取り扱うものとする。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から施行する。